

平成 20 年法律改正（平成 20 年法律第 16 号）解説書の正誤表について

平成 20 年法律改正（平成 20 年法律第 16 号）解説書におきまして、以下のよう
な誤りがございました。深くお詫び申し上げますと共に、下記に訂正させてい
ただきます。なお、特許庁ホームページに掲載している本書につきましては、
修正を反映したものとなっております。

第 1 章 通常実施権等登録制度の見直し

P 4 1 脚注 15 の 4 ～ 5 行目

【誤】「この期間内であれば、出願人は翻訳文を再提出することができる（同
法第 184 条の 4 第 4 項）ため、」

【正】「この期間内であれば、出願人は翻訳文（**同条約第 19 条の規定に基づく
補正書**）を再提出することができる（同法第 184 条の 4 第 4 項）ため、」

P 4 3 特許法第 186 条中の 3 ～ 4 行目

【誤】書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は

【正】**削除**

P 4 3 特許法第 186 条中の 6 行目

【誤】事項を記載した書類の交付

【正】**削除**

P 4 3 特許法第 186 条中の 7 行目

【誤】 次に掲げる書類にし、

【正】 削除

第 2 章 不服審判請求期間の拡大

P 6 1 枠の下の 2 ~ 4 行目

【誤】 「30 日を経過した後に、その意匠登録出願を特許出願に変更することが
できることとされていた。」

【正】 「30 日を経過した後は、その意匠登録出願を特許出願に変更することが
できないこととされていた。」